

## 特集 改正フロン排出抑制法

令和2年4月1日に、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正されました。機器ユーザー（廃棄等実施者）のフロン引渡義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器廃棄時のフロン類の回収が確実に進むための仕組みが強化されました。

今回は、第一種フロン類算定漏えい量の集計結果と、改正フロン排出抑制法のポイントやよくある質問についてお届けします。

### 平成30年度フロン類算定漏えい量の集計結果

環境省及び経済産業省は、業務用空調冷凍機器を使用する事業者から報告のあった、平成30年度のフロン類算定漏えい量の集計結果を公表しました。

全国では、特定漏えい者<sup>1)</sup>446事業者（H29：459事業者）から報告があり、算定漏えい量は232万t-CO<sub>2</sub>（H29：229万t-CO<sub>2</sub>）でした。また、特定事業所<sup>2)</sup>で見ると、208事業所（H29：229事業所）、53万t-CO<sub>2</sub>（H29：59万t-CO<sub>2</sub>）となっています。

1) 特定漏えい者 事業者全体（法人単位）で算定漏えい量が年間1,000t-CO<sub>2</sub>以上の者

2) 特定事業所 特定漏えい者のうち、1つの事業所からの算定漏えい量が年間1,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業所  
兵庫県における特定漏えい者からの報告件数は106件（全国6位）、算定漏えい量は10.5万t-CO<sub>2</sub>（全国8位）となっています。

平成30年度 フロン類算定漏えい量の集計結果  
特定漏えい者からの報告件数 算定漏えい量（ ）は前年度の値

| 都道府県名 | 順位     | 報告件数<br>[件] | 割合       |
|-------|--------|-------------|----------|
| 神奈川県  | 1位 (→) | 144(140)    | 32%(31%) |
| 東京都   | 2位 (→) | 137(127)    | 31%(28%) |
| 大阪府   | 3位 (→) | 127(122)    | 29%(27%) |
| 千葉県   | 4位 (→) | 114(118)    | 27%(26%) |
| 埼玉県   | 5位 (↑) | 110(104)    | 25%(23%) |
| 兵庫県   | 6位 (↓) | 106(109)    | 24%(24%) |
| 愛知県   | 7位 (↓) | 103(106)    | 23%(23%) |
| 茨城県   | 8位 (→) | 96(94)      | 22%(21%) |

| 都道府県名 | 順位     | 漏えい量<br>[万t-CO <sub>2</sub> ] | 割合         |
|-------|--------|-------------------------------|------------|
| 東京都   | 1位 (→) | 23.7(21.5)                    | 10%(9.4%)  |
| 大阪府   | 2位 (→) | 15.3(14.6)                    | 6.6%(6.4%) |
| 千葉県   | 3位 (↑) | 14.2(12.2)                    | 6.1%(5.3%) |
| 神奈川県  | 4位 (→) | 13.8(12.3)                    | 5.9%(5.4%) |
| 埼玉県   | 5位 (↑) | 12.5(10.4)                    | 5.4%(4.5%) |
| 愛知県   | 6位 (↑) | 10.6(11.4)                    | 4.6%(5.0%) |
| 北海道   | 7位 (↓) | 10.53(12.5)                   | 4.5%(5.5%) |
| 兵庫県   | 8位 (↓) | 10.49(12.0)                   | 4.5%(5.3%) |

特定漏えい者の主たる事業の業種（日本標準産業分類の中分類）別で見ると、兵庫県では「各種商品小売業」（4.5万t-CO<sub>2</sub>, 43%）が最も多く、次いで「飲食料品小売業」（1.8万t-CO<sub>2</sub>, 17%）、「食料品製造業」（1.7万t-CO<sub>2</sub>, 16%）、「化学工業」（1.2万t-CO<sub>2</sub>, 11%）、「鉄鋼業」（0.3万t-CO<sub>2</sub>, 3.3%）でした。

## 改正フロン排出抑制法について

改正フロン排出抑制法のポイントとともに、環境省が公開しているQ&A集より、よくある質問を抜粋して紹介します。詳しくは、**フロン排出抑制法ポータルサイト**をご確認ください。

### 〇機器廃棄時の取組

ユーザーが機器廃棄時にフロン類回収を行わない違反に対し、これまでは間接罰（指導→勧告→命令→罰則の4段階）であった罰則が、直接罰（1段階）に強化されました。

また、ユーザーが機器を廃棄する際に、廃棄物・リサイクル業者等へのフロン類回収済み証明（引取証明書の写し）の交付が義務づけられました。（ただし、廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除かれます。）

さらに、ユーザーによる機器の点検記録簿の保存期間が、フロン類の引渡し完了後3年間に延長されました。

**Q** 第一種特定製品を手放す時、点検記録簿はどうしたら良いか。

機器を廃棄する場合は、廃棄後3年間保存する必要があります。また、リース製品を引き上げる場合や中古品として販売する場合は、当該機器の点検記録簿も一緒に引き継いでください。前の管理者から点検記録簿又はその写しを徴収できない場合には、新たな管理者が、当該機器の管理者となった時点以降の点検記録簿を作成してください。

第一種特定製品を中古の業務用冷凍空調機器として売却する場合は、“廃棄”には該当せず、引取り制限の対象外となります。ただし、点検記録簿の譲渡は必要となります。

### 〇建物解体時の機器廃棄の際の取組

建物解体工事の元請業者は、フロン類を使用している業務用の機器（第一種特定製品）の設置の有無について事前確認を行い、解体工事発注者（ユーザー）に対して書面を交付して説明することが義務づけられました。

また、その書面の保存（3年間）について、元請業者及び解体工事発注者の双方に義務づけられました。

**Q** 工事発注者への説明はいつ行えばよいか。

解体工事の契約前に行うこととなっています。

**Q** 特定解体工事元請業者が行う事前確認や書面による説明を、下請業者等に依頼してもよいか。

事前確認と書面による説明は元請業者の義務となっており、第一種フロン類充填回収業者や解体工事の下請業者等に依頼することはできません。なお、確認作業において特定製品に関する知見を有する第一種フロン類充填回収業者の協力を得ることは、フロン類を的確に回収する上で望ましいと考えられます。

改正フロン排出抑制法のポイント

環境省の信頼へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化されました。機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しない違反には**罰金**が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず**罰金(50万円以下の範囲)**の適用対象となります。機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は**引取ってもらえません!**

廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、**引取証明書の写し**を添付してください。

引取証明書: 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒として使用される。一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果が地球温暖化に大きく影響を及ぼします。フロン類の排出を抑えることで、地球温暖化防止やオゾン層保護が可能です。

エアコン1台分  
約1.5kgのフロン類

レジ袋  
約150万枚分

乗用車  
日本40周分

環境省チラシ(機器管理者向け)

**Q** 第一種特定製品からフロンを回収しようとしたら、冷媒が全て抜けていた。行程管理制度に則った処理が必要か。

管理者は機器廃棄時に行程管理制度に則して回収依頼書又は委託確認書を交付する義務があります。充填回収業者は冷媒が全て抜けていても「回収量ゼロ」と記載して引取証明書を交付してください。

改正フロン排出抑制法のポイント

建設・解体業者の信頼へ

フロン排出抑制法の改正により**2020年4月施行**

建物解体時の規制が強化されました。

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

建設・解体業者

やるべきこと

①解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。**改正** その書面の写しを3年間保存。

②フロン類の回収を充填回収業者に依頼。(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを要した場合は)

③フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。

工事の発注者

**改正** フロン類を未回収のまま行う解体作業は建設業者の対象。**罰金(50万円以下の範囲)**

廃棄物・リサイクル業者

**改正** フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。**違反した場合、50万円以下の罰金**

フロン類をみだりに放出した場合、**1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

環境省チラシ(建設・解体業者向け)

**Q** 建設リサイクル法に基づく事前説明が不要な場合にも、フロン排出抑制法に基づく事前確認や書面による説明は必要か。

フロン排出抑制法では、工事の規模による裾切りはされておらず、小規模な工事であっても「特定解体工事」としてフロン排出抑制法の対象としており、事前説明が必要です。

※建設リサイクル法では、床面積80㎡以上の建築物の解体工事等を建設リサイクル法の対象工事としています。

## ○機器が引き取られる際の取組

廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン類回収済み証明（引取証明書の写し）を確認し、確認できない機器の引取りが禁止となりました。（ただし、廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン類回収を行う場合などは除かれます。）

**Q** 第一種特定製品廃棄等実施者が、自ら第一種フロン類充填回収業者として回収する場合には、引取証明書にどのように記載すればよいか。

第一種特定製品廃棄等実施者と第一種フロン類充填回収業者の両方の欄に自らの氏名、住所等を記載してください。

**Q** 複数の室外機を廃棄するために何回かに分けて廃棄物処理業者に引渡す場合、引取証明書の写しは最後の室外機を引渡す際に交付することでよいか。

最後の室外機を引渡すときで構いませんが、廃棄物処理業者の事業所に運び込まれた機器は、引渡証明書の写しが交付されるまでは、管理責任は廃棄等実施者にあり、不測の事態が起きたときに廃棄等実施者が適切な対応をとれる体制を維持していることが必要です。最終的に、最後の1台が運び込まれ、引取証明書の写しが交付された際に、引取り等が行われることとなります。

**Q** 廃棄物の収集・運搬のみを行う業者に、第一種特定製品を引渡す際にも引取証明書の写しの交付が必要なのか。

直行の収集・運搬のみを担う業者は第一種特定製品引取等実施者に該当しないため、引取証明書の写しの交付は不要です。

実際に解体その他の処分を行う廃棄物処理業者が引取等実施者となりますので、積替え保管場所において解体等を行う者に引渡す場合には、引取等実施者に該当することがあるため、その場合には引取証明書の写しの交付が必要です。

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ  
フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により  
**フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止されました。**  
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

**対象となる機器**  
業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫のうち、フロン類が使われているもの  
（業務用エアコン）（業務用冷凍冷蔵庫）（業務用冷蔵庫）（業務用冷凍庫）

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき  
または  
充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

**対象とならない機器**  
カーエアコン 家庭用エアコン 冷蔵庫 冷凍庫

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

環境省チラシ（廃棄物・リサイクル業者向け）

## ○管理者向け：機器整備時の取組

管理者とは、原則として、第一種特定製品の所有権を有する企業・法人が該当します。

機器ユーザーは、管理者として、右記の「管理者の判断基準」を遵守しなければなりません。

**Q** 簡易点検・定期点検において、第1回目以降の実施はいつに設定すればよいか。

前の点検日の属する月の翌月1日から起算して、それぞれ定められた点検頻度の期間以内に点検を行ってください。

※例 第1回目が10月5日なら、次回は11月1日から起算して3ヶ月以内

**Q** 室外機が屋根の上にある等、点検が困難な場合、簡易点検はどのように実施すればよいか。

管理者の判断基準では「周辺の状況や技術的能力により難しい場合にはこの限りではない。」とされています。そのため、室外機と同じ冷媒システムの室内機等、確実に点検可能な箇所を重点的に点検することが考えられます。また、別の用件があってその場所に行く場合に入念に点検する等、可能な範囲で簡易点検を実施してください。

### ①適切な場所への設置等

### ②機器の点検

| 製品         | 出力            | 点検頻度    |          |
|------------|---------------|---------|----------|
|            |               | 定期点検    | 簡易点検     |
| 冷蔵機器及び冷凍機器 | 7.5kW以上       | 1年に1回以上 | 3ヶ月に1回以上 |
|            | 7.5kW未満       | —       |          |
| エアコンディショナー | 50kW以上        | 1年に1回以上 |          |
|            | 7.5kW以上50kW未満 | 3年に1回以上 |          |
|            | 7.5kW未満       | —       |          |

### ③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

### ④点検等の履歴の保存等

新型コロナウイルス感染症の影響で、病院等における定期点検が困難である旨の問い合わせが増えていました。「記録簿に点検不可の理由を記録するとともに、点検可能になり次第、速やかに定期点検を行う」等のご対応をお願いします。

# 会員支援内容のご案内

会員特典です

(無料でご利用いただけます)

## ○行程管理票等資材の提供

フロン類の回収・処理推進のため、資材提供を行っています。数に限りがある資材もありますので、多くの会員さまにご利用いただけるよう、必要数のみ申込みいただきますようご協力をお願いします。

| 現在提供している資材一覧                       |           | 申込みいただける数量              |
|------------------------------------|-----------|-------------------------|
| <b>NEW</b> 行程管理票 (A～F票) <b>推奨版</b> | JRECO作成   | 1会員あたり年間 <b>各40部</b> まで |
| 行程管理票 (A～F票) <b>汎用版</b>            |           |                         |
| 再生・破壊管理票 (X～Z票)                    | 当協議会オリジナル | 上限なし (無くなり次第提供終了)       |
| フロン回収済シール                          |           |                         |
| フロン簡易点検マグネット                       |           |                         |

## ○第一種フロン類(業務用冷凍空調機器)回収・処理技術講習会

令和2年度も技術講習会を実施します。実施にあたり、兵庫県の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策を徹底します。参加される方におかれましては、咳エチケットやマスク着用をはじめ、感染拡大の防止にご協力をお願いします。

申し込みはこちら  
(フロン協HP)



|      | 日 時 (受付は午前10時から)                  | 場 所                          |
|------|-----------------------------------|------------------------------|
| 姫路会場 | 令和2年11月25日(水)<br>午前10時30分から午後4時まで | 姫路市勤労市民会館<br>住所：姫路市中地354番地   |
| 神戸会場 | 令和2年11月26日(木)<br>午前10時30分から午後4時まで | 三宮国際ビル<br>住所：神戸市中央区浜辺通2-1-30 |

## ○業務用冷凍空調機器の管理者(ユーザー)向け出前講座

ユーザーの皆さまに、フロンのことや機器の簡易点検のことなどを知っていただくため、当協議会から講師を派遣し、簡易点検の手引きや会場にある機器を使いながら説明いたします。会員の皆さま、または会員の取引先など、簡易点検の方法がよく分からないなど、お困りの方や興味のある方がおられましたら、ぜひともご活用ください。

○所要時間：2時間程度 (時間や人数、内容等により柔軟に対応させていただきます。)

### 第一種フロン類充填回収業の登録を受けられている会員の皆さまへ

第一種フロン類充填回収業者登録の有効期限は**5年間**です。更新手続きはお済みでしょうか。お手元の登録通知書をご確認いただき、登録満了日までに登録更新の申請をお願いします。なお、更新申請は登録満了日の3ヶ月前から受付しています。申請手続きの詳細については、兵庫県のホームページをご覧ください。

ひょうごの環境 フロン対策

検索

## トライアングル 第64号

県民・事業者・行政が一体となって

### 【発行・問い合わせ先】

兵庫県フロン回収・処理推進協議会  
〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県水大気課内)

TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966

URL. <http://www.hardoc.org>



兵庫県マスコットはばタン